

**令和5年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者選定基準
(小規模多機能型居宅介護事業者選定基準)**

1. 一次審査（書類審査）

小規模多機能型居宅介護の事業の実施を希望する事業者から提出された応募書類を、次の基準により審査する。

評価項目		評価基準
応募者について		
1	運営実績	(看護) 小規模多機能型居宅介護の運営実績がある。 (地域密着型) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護の運営実績がある。
2	地域性	茅ヶ崎市内で、地域密着型サービスの事業実績が5年以上ある。(令和5年6月1日時点) 茅ヶ崎市内で、地域密着型サービスの事業実績が3年以上ある。(令和5年6月1日時点)
3	資産状況	直近2年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。 2年前は債務超過だったが、直近1年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。 法人としての実績が2年未満のため、直近1年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
4	収支状況	直近2年分の損益計算書で、収支が黒字である。 2年前は赤字だったが、直近1年分の損益計算書では収支が黒字である。 法人としての実績が2年未満のため、直近1年分の損益計算書で、収支が黒字である。
立地条件について		
5	開設予定地	事業運営するにあたって、必要な権原を証する書面の提出がある。
6	災害対策	事業計画地より半径500㍍未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。 事業計画地より半径500㍍以上700㍍未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。 事業計画地より半径700㍍以上1キロ未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
7		事業計画地が洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域にない。
8	利便性	事業計画地より半径100㍍未満に鉄道駅又はバス停（コミュニティバス含む）がある。 事業計画地より半径100㍍以上300㍍未満に鉄道駅又はバス停（コミュニティバス含む）がある。
建物の規模・構造及び設備について		
9	乗降スペース	敷地内に車椅子利用者が車両から安全に乗降するためのスペースが確保されている。
10	駐車場	敷地内に駐車場が3台以上確保されている。
11	駐輪場	敷地内に駐輪場が確保されている。
12	トイレ	小規模多機能型居宅介護事業所のトイレが3以上設置されており、設置場所は利便性に配慮してそれぞれ用途の異なる居室等に接続する構造であること。
13		上記のトイレが全て車椅子利用者が利用するのに適した造りとなっている。
14	浴室	小規模多機能型居宅介護事業所の浴室に特殊浴槽、入浴用リフト等が設置されている。
15	宿泊室	小規模多機能型居宅介護の全ての宿泊室が個室である。
16	消火設備	スプリンクラーが設置されている。
施設運営について		
17	運営	介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。
18		施設系・居住系サービス（（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護）が併設されている。
19	法令等遵守	過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。（過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。）
20	協力医療機関	協力医療機関（予定を含む）が事業計画地と同一のサービス基盤圏域に複数存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。（同意書、覚書等） 協力医療機関（予定を含む）が事業計画地と同一のサービス基盤圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。（同意書、覚書等） 協力医療機関（予定を含む）が事業計画地と異なるサービス基盤圏域に複数存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。（同意書、覚書等）
21	生活保護	生活保護法第54条の2の指定を受ける。
22	定員	定員が29人である。 定員が19～28人である。
23	労働環境	職員の休憩用（仮眠等が可能なスペース）に供する専用の部屋が設置されている。（事務室及び会議室等と兼用は不可。）
24		職員用のロッカールーム又は更衣室が設置されている。（専用に限る。他の部屋との兼用は不可。）
その他について		

2. 二次審査（ヒアリング審査）

小規模多機能型居宅介護の事業の実施を希望する事業者が次に掲げる項目についてプレゼンテーションを行い、これに基づきヒアリング審査を行う。

- 1 地域密着型サービスの事業における運営の理念及び方針について
- 2 土地建物及び設備について
- 3 地域との連携及び地域貢献について
- 4 緊急時（事故、非常災害及び感染症等の発生時）に関する取組について
- 5 利用者に対する介護等について
- 6 職員の配置計画、処遇及び研修計画について